

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の 市民委員を公募します

堺市長の倫理に関する条例（平成 18 年条例第 45 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会（以下、倫理調査会。）の市民委員の公募を実施します。

倫理調査会は、市民委員 7 人、議会委員 6 人の計 13 人で構成され、市議会議員及び市長が作成した資産等報告書等の審査を行い、その結果を意見書としてまとめ、市長に提出するなどしています。

1 募集人員

市民委員 7 人、委員補充員 7 人

※委員補充員とは、市民委員が欠員になった際、後任となる委員のこと。

2 委員の職務

堺市議会議員及び市長の資産等報告書等の審査など

3 委員報酬

会議出席 1 日につき、10,200 円（交通費含む）

4 任期

2 年（令和 7 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日）

5 応募資格

地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する市民

ただし、現に本市の市議会議員又は市長の職にある者及び本市職員である者を除く。

6 応募方法

必要事項を記載した応募用紙を以下の①～④のいずれかの方法により行政総務課へ提出してください。

①メール	gyoso@city.sakai.lg.jp
②郵送	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市 行政総務課 宛
③FAX	072-222-0536
④持参	堺市役所 本館 5 階 行政総務課

※①②③で提出する場合は、件名を「倫理調査会委員応募用紙の送付」と明記してください。

※④で提出する場合の受付時間は、午前 9 時～午後 5 時 30 分です（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

(応募用紙の配布場所)

応募用紙は、以下の堺市ホームページからダウンロード又は堺市役所高層館 3 階の市政情報センター及び各区役所（堺区役所を除く。）の市政情報コーナーにて配布します。

※配布場所で応募用紙の提出はできません。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shingikai/somukyoku/gyosei/rinrichosakai/iinbosyuu.html>

7 応募期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 5 月 15 日（木）【必着】

8 選任方法

応募者の中から抽選で委員 7 人及び委員補充員 7 人を選任します（委員及び委員補充員の男女構成は、特別の事由がある場合を除き、応募数の多い方の性から 4 人、少ない方の性から 3 人とする。）。抽選は公開で行い、事前に応募者に対し、受付番号、抽選会の日時及び場所を記載したはがきを送付します。なお、抽選結果は、堺市ホームページで公表し、委員又は委員補充員に選出された者に対しては通知を送付します。

(参考) 堺市長の倫理に関する条例

第 8 条

2 倫理調査会の委員は、13 人とし、うち 6 人を議員のうちから、7 人を地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する市民で公募に応じたものうちから、公正を期して市長が委嘱する。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 行政部 行政総務課 電 話：072-228-7010 ファックス：072-222-0536
----------------------------	---